庁議(令和3年1月19日)結果について

- 1 開催日 令和3年1月19日(火)
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長 市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説 明 者 防災・危機管理監、福祉部長、健康・こども部長、環境部長 まちづくり政策部長、都市整備部長、産業振興部長、市民部長 行政総務課長
- 5 事 務 局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長 企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項
- (1) 平塚市地域防災計画(地震災害対策計画、風水害等対策計画)改訂版の策定及 びパブリックコメント手続の実施結果について

概要 災害への事前対策や応急対策等、防災対策の基本的な指針を定めた「平塚市地域防災計画(地震災害対策計画、風水害等対策計画)」について、神奈川県地域防災計画の改訂や南海トラフ地震に係る防災対応等を踏まえ、必要な見直しを行い、防災・減災対策の実効性を高めるため、改訂作業を進めてきました。 改訂にあたっては、令和2年9月4日から10月5日までパブリックコメント手続を実施した後、平塚市防災会議(書面開催)による審議を経て、改定案としてとりまとめました。 つきましては、今回の庁議を経て、地域防災計画を改訂するものです。

結果

審議の結果承認された。

(2) 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正の要点及び理由
	次の事由により別表を整備する。
	(1)「平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会」の新設
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
	(PFI法) に基づく各種手続きに関する意見聴取及び評価基準等
	に基づく事業者の選定について調査審議する附属機関「平塚市学校
	給食センター整備等事業者選定委員会」を設置するため。
	2 施行日 令和3年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市介護保険条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 介護保険料の改定について
	第8期介護保険事業計画では、高齢者人口、要介護認定者の増加及
	び介護サービス提供基盤の充実を図ることにより介護給付費の伸びが
	見込まれることから、介護保険料の改定が必要となります。
	改定にあたり、介護保険給付費支払準備基金の取崩しのほか、保険
	料率及び保険料段階を変更し保険料負担の軽減を図ります。
	2 介護保険法施行令等の一部改正に伴う必要な規定の整備
結果	審議の結果承認された。

4) 半塚市	「国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
	概要	1 改正の要旨
		国民健康保険税については、都道府県が将来的な保険税負担の平準
		化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表し、市町村
		は県が示す標準保険税率を参考にして国民健康保険税の税率等を定め
		ることとなっております。
		令和3年度の税率につきまして、本市国民健康保険の被保険者の状
		況や、本市の財政状況等を踏まえ、保険税率の改定に伴う条例改正を
		するものです。
		2 施行期日 令和3年4月1日
	結果	

(5) 平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定及びパブリックコメント手続の実施結果 について

概要	平成27年3月に改訂した平塚市一般廃棄物処理基本計画が、令和2
	年度で計画最終年度を迎えます。昨今の経済的・社会的情勢を踏まえ廃
	棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき本計画を改定するため
	に「平塚市一般廃棄物処理基本計画の改定(素案)」を作成し、この素案
	に対する意見を令和2年11月6日から12月7日まで募集しました。
	○意見提出状況
	・提出件数:4件(個人2件、団体2件)
	・意見項目数:48件(個人35件、団体13件)
結果	審議の結果承認された。

(6) 家庭系可燃ごみの戸別収集及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要 本市では、ごみの減量及び分別の徹底の更なる推進、自治会によるご みステーションの維持管理が困難になってきていることや老年人口の増加により今後ごみの排出が困難になる世帯が増加することが予想されることからも、将来にわたって安定的な廃棄物行政の運営の確保に努めるため、市全域での可燃ごみ戸別収集を予定しております。当該施策に対する意見を令和2年11月6日から12月7日まで募集しました。

○意見提出状況

·提出件数:11件(個人11件、団体0件)

·意見項目数:28件(個人28件、団体0件)

結果 審議の結果承認された。

(7) 第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理広域化については、「湘南西ブロック 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、各種の施策を展開しております。第一期改訂平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画が令和2年度をもって計画期間を満了するため、第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(素案)を作成し、昨年の11月6日から12月7日にかけてパブリックコメントを実施しました。 審議の結果承認された。

(8) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例(案)について

概要 法律の改正により、平塚市手数料条例の一部改正を行うものです。

- (1) 平塚市手数料条例第2条別表「14都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務」に新たな手数料算定方法の追加及び手数料算 定面積区分の変更を行う。
- (2) 平塚市手数料条例第2条別表「16建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律に関する事務」に新たな手数料と新たな手数料 算定方法の追加及び手数料算定面積区分の変更を行う。
- (3) 平塚市手数料条例第2条別表「16建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事務」について条ずれに係る整理を行う。

結果 審議の結果承認された。

(9) 平塚市耐震改修促進計画の延長及び改定時期の延期について

概要 平塚市耐震改修促進計画(市計画)及びその上位計画である神奈川県

耐震改修促進計画(県計画)は、計画期間の期限が令和2年度末である ため、今年度中の改定を予定していました。耐震化の基本的な方針は、 国の告示で示されており、耐震化率の目標が定められています。県計画 及び市計画においても、この告示に基づき、同様の目標を設定していま す。

しかし、国は、定めた目標の達成が困難であり、見直しの必要がある として、告示を令和3年6月頃に改正予定であることを示しました。こ れにより県は、県計画の改定を、告示の改正後となる来年度に見送ると ともに、現行計画を1年延長することとしました。

そのため、市計画についても同様に、現計画の延長及び改定時期の延 期をする必要が生じました。また、市計画に基づく補助事業(木造住宅 耐震化促進事業ほか) についても、令和2年度末となっている補助金交 付要綱の期限を延長する必要があります。

結果 審議の結果承認された。

(10) 消防署本署新改築工事(建築)の工事請負変更契約について

概要

消防署本署新改築工事(建築)において、地下水及び地中障害による 工事内容の一部変更、庁舎の維持管理及び運用方法を踏まえた内外部の 仕様の一部変更が生じたため、工事請負契約の変更が必要になりました。 変更内容

- 1 地下水及び地中障害に対応するための変更
- 2 庁舎内外部の仕様変更

変更金額

当初請負金額 616,000,000円(税込み)

変更請負金額 634,077,400円(税込み)

18,077,400円(税込み) 増額

結果 審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市鳥獣被害防止計画の改定に伴う意見募集について

概要 1 平塚市鳥獣被害防止計画(以下「防止計画」という。)及び改定につ いて

> 法に基づき、本市における鳥獣被害防止に関する基本的な方針や鳥 獣の捕獲に関する事項等を定めている計画。

> なお、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用には、本防止計画策 定が要件。

現行防止計画の計画期間(平成30年度から令和2年度)が終了することに伴い、関係者で構成する「平塚市有害鳥獣対策協議会」で協議し、次期計画期間(令和3年度から令和5年度)の計画(案)をまとめた。主な変更点は次のとおり。

変更点:取組の柱を「神奈川県イノシシ管理計画」の取組方針にあわせるとともに、捕獲強化を図るため、農業者や地域住民の自主的な捕獲に対する環境整備について記載した。

2 意見募集について

鳥獣による農作物被害が主に市西部地区で発生していることから、 計画策定に当たり、該当地区の農業者等から意見を募集するもの

- (1) 対象者 : 鳥獣被害を受けている農業者及び地域住民
- (2) 募集期間: 令和3年2月10日(水) から2月24日(水) まで
- (3) 周知方法: JA湘南組合員向け回覧
- (4) 閲覧方法:農水産課及びJA湘南土沢支店など5支店他で閲覧
- (5) 意見の募集方法:閲覧場所に設置する応募用紙による

(2) ひらつか男女共同参画プラン2017の後期に向けた見直しについて

概要

本市では、平成29年度から令和5年度までの7年間を計画期間として、「ひらつか男女共同参画プラン2017」(以下「プラン」という。)を策定しました。

この度、プラン策定から3年余りが経過し、前期(平成29年度から令和2年度までの4年間)の最終年度を迎えました。この間、国による「働き方改革」の実現や、「女性の活躍推進」、「女性に対する暴力根絶」の強化を図るための法律や制度が整備されるほか、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行に対し、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」と呼ばれる行動指針が示されるなど、社会情勢が大きく変化しました。これらの状況を鑑みるとともに、国が策定する「第5次男女共同参画基本計画」、「平塚市総合計画(改訂基本計画)」をはじめ各課が所管している個別計画、令和元年に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、令和3年度から始まる後期に向けて見直しを行いました。